

第6号様式（第17条関係）

大阪市東住吉区役所広告掲出変更許可書

大阪市指令東住第 号  
令和 年 月 日

広告掲出者 住所  
氏名 様

大阪市長  
( 主 管 局 課 名 )

令和 年 月 日付け大阪市指令東住第 号により本市東住吉区役所管理の行政財産を広告掲出のため使用許可した物件について、令和 年 月 日付けをもって申請があったので、次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 物件は、次のとおりとする。

所 在

名 称

使用部分

(許可の変更)

第2条 次のとおり変更を許可する。

(広告料)

第3条 広告料は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(変更許可日)

第4条 変更許可日は、令和 年 月 日とする。

(その他条件)

第5条 この変更許可書に記載のない事項については、令和 年 月 日付け大阪  
市指令東住総第 号による広告掲出許可書記載のとおりとする。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。